

東京工芸大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東京工芸大学大学院（以下「本大学院」という。）は、工学と芸術学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うため、同項の趣旨に即した適切な項目の設定及び適当な体制については、別に定める。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

工学研究科
芸術学研究科

(課程及び標準修業年限)

第4条 本大学院に、博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を「博士前期課程」、後期3年の課程を「博士後期課程」とする。ただし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(各研究科の教育研究上の目的)

第5条 各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 工学研究科博士前期課程は、時代の先端技術に携わり、現状の技術開発を推進するだけでなく、新たな技術を生み出す先進性と独創性に富んだ人材の養成を目的とする。
- (2) 工学研究科博士後期課程は、時代の先端技術に携わり、現状の技術開発を推進するだけでなく、新たな技術を生み出す高度な専門性と高い自立性に富んだ人材の養成を目的とする。
- (3) 芸術学研究科博士前期課程は、多様なメディア環境に対応するための高度な知識・技能を備え社会に貢献できる先進性と独創性に富んだ人材の養成を目的とする。
- (4) 芸術学研究科博士後期課程は、多様なメディア環境に対応するための高度な知識・技能を備え、高い自立性に富んだ人材の養成を目的とする。

第6条 削除

(専攻)

第7条 本大学院に、次の専攻を置く。

工学研究科		
工学専攻	博士前期課程	博士後期課程
芸術学研究科		
メディアアート専攻	博士前期課程	博士後期課程

(収容定員等)

第8条 本大学院の収容定員及び入学定員は次のとおりとする。

専攻名		定員 課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
工学研究科	工学専攻	65	130	11	33		
芸術学研究科	メディアアート専攻	12	24	2	6		
合計		77	154	13	39		

(在学年限)

第9条 本大学院には、博士前期課程にあつては4年を超えて、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

第2章 教員組織

(教員)

第10条 工学研究科においては、本大学院における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科委員会において授業又は研究指導を担当する資格を有すると認められた教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

第10条の2 芸術学研究科においては、本大学院における授業科目の授業及び学位論文又は学位作品の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科委員会において授業又は研究指導を担当する資格を有すると認められた教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

(指導教授)

第11条 本大学院における指導教授は、研究科委員会において大学院の研究指導の資格を有すると認められた教授とし、専門分野における特別研究を担当し、研究指導にあたるものとする。ただし、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、他の教授又は准教授をもってこれに充てることができる。

2 特別研究を担当する教員の資格基準、資格審査、及び教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 運営組織

(協議会)

第12条 削除

(研究科委員会)

第12条の2 各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(審議事項)

第13条 削除

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第14条の2 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の開始日及び終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第14条の3 休業日(授業を行わない日)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律による休日

(3) 創立記念日 10月5日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

(6) 春季休業日

2 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、年度ごとに定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、必要があると認めるときは、休業日を臨時に変更することができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第15条 本大学院に関する授業科目及び単位数は、別表1-1及び1-2、別表5-1及び5-2のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第15条の2 工学研究科における、各授業科目に対する単位数算出は次の基準による。

(1) 講義については、15時間の講義を以って1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験・実習・実技に対する学習は、30時間から45時間の実験・実習・実技をもって1単位とする。

2 芸術学研究科における、各授業科目に対する単位数算出は次の基準による。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実習・実技に対する学習は、30時間から60時間の実習・実技をもって1単位とする。

(履修上の要件)

第16条 工学研究科博士前期課程にあつては、標準として、本大学院に2年以上在学し、指導教授の指示に従って、別表1-1に示す必修科目及び選択科目の単位をあわせて30単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験を受けなければならない。

2 博士後期課程にあつては、標準として、本大学院に3年以上在学し、指導教授の指示に従って、別表1-2に示す必修科目及び選択科目の単位をあわせて10単位以上履修し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験を受けなければならない。

第16条の2 芸術学研究科博士前期課程にあつては、標準として、本大学院に2年以上在学し、指導教授の指示に従って、別表5-1に示す必修科目及び選択科目の単位を合わせて30単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士作品を提出し、その審査及び最終試験を受けなければならない。

2 博士後期課程にあつては、標準として、本大学院に、3年以上在学し、指導教授の指示に従って別表5-2に示す必修科目及び選択科目の単位をあわせて10単位以上履修し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験を受けなければならない。

(専門分野)

第17条 学生は、入学までに、履修しようとする専門分野を選定しなければならない。

(履修科目の届出)

第18条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに教務課に届け出なければならない。

(他専攻の科目の履修)

第19条 博士前期課程の学生にあつては、指導教員が必要と認めた場合には、所属する専攻以外の他の専攻の授業科目又は他の研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、8単位を超えない範囲で、所属専攻の修了要件の単位として認めることができる。

(他の大学院での科目の履修)

第19条の2 本大学院の学生にあつては、本大学院研究科の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、所属専攻の定めるところにより修了要件の単位として認めることができる。

(学部の履修)

第20条 指導教授が必要と認めた場合、研究科委員会及び教授会の承認を経て、学部の授業科目を指定して履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、同課程の修了要件の単位に含めない。

(研究指導の委嘱)

第21条 研究指導は、第11条に規定した教員により行われるもののほか、指導教授が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の承認を得て、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第22条 削除

第6章 単位の修得、試験及び学位論文

(単位の授与)

第23条 履修した授業科目の単位は、当該授業科目の試験に合格した者に対して、第15条の定めるところにより、これを与える。

(試験及び評価)

第24条 試験及び成績の評価については、本学学則第32条、第33条、及び第34条の規定を準用する。

(学位論文等の提出)

第25条 工学研究科においては、学位論文は3部作成し、当該指導教授を通じて、研究科長に提出するものとする。

第25条の2 芸術学研究科においては、学位論文は3部作成し、学位作品は副論文を添えて1件作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

第26条 工学研究科においては、審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。審査委員会は当該学位論文に係る指導教授のほか、学位論文に関連ある専門分野を担当する当該専攻の教員2名以上の委員をもって構成する。

2 審査委員会に、必要に応じ前項以外の教授、准教授、講師又は助教を加えることができる。

3 審査委員会には、研究科委員会が必要であると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

4 審査委員会は、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。

第26条の2 芸術学研究科においては、審査委員会は、学位論文又は学位作品の審査及び最終試験を行う。審査委員会は、当該学位論文又は学位作品に係る指導教授のほか、学位論文又は学位作品に関連ある専門分野を担当する当該専攻の教員2名以上の委員をもって構成する。

2 審査委員会に、必要に応じ前項以外の教授、准教授、講師又は助教を加えることができる。

3 審査委員会には、研究科委員会が必要であると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

4 審査委員会は、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。

第7章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了の要件)

第27条 工学研究科においては、博士前期課程の修了の要件は、本大学院博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの規定により、博士前期課程を修了しようとする者の必修科目の単位取得については、本学則第16条第1項の規定にかかわらず、特例として、当該者の修了年月の属する学期まで開講されている必修科目の単位修得

をもって足りるものとする。この場合において、学期の途中で当該課程を修了しようとする者については、修了年月の属する学期の前の学期までに開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。

- 3 本条第1項の場合において、研究科委員会が、当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果又は制作の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第27条の2 芸術学研究科においては、博士前期課程の修了の要件は、本大学院博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位30単位以上を修得し、かつ修士論文又は修士作品を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項ただし書きの規定により、博士前期課程を修了しようとする者の必修科目の単位取得については、本学則第16条の2の規定にかかわらず、特例として、当該者の修了年月の属する学期まで開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。この場合において、学期の途中で当該課程を修了しようとする者については、修了年月の属する学期の前の学期までに開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。

(博士課程の修了の要件)

第28条 工学研究科においては、博士課程の修了の要件は、大学院に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、10単位以上を修得し、かつ博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第27条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第七十条の二の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者(本学則第30条第2項2号~4号が該当)が、博士課程後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 本条第1項及び前項ただし書きの規定により、博士課程を修了しようとする者の必修科目の単位取得については、本学則第16条第2項の規定にかかわらず、当該者の修了年月の属する学期まで開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。この場合において、学期の途中で当該課程を修了しようとする者については、修了年月の属する学期の前の学期までに開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。

第28条の2 芸術学研究科においては、博士課程の修了の要件は、大学院に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、10単位以上を修得し、かつ博士論文(研究作品を含めてもよい。)の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第27条の2第1項ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第七十条の二の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者(本学則第30条第2項2号~4号が該当)が、博士課程後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 本条第1項及び前項ただし書きの規定により、博士課程を修了しようとする者の必修科目の単位取得については、本学則第16条第2項の規定にかかわらず、当該者の修了年月の属する学期まで開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。この場合において、学期の途中で当該課程を修了しようとする者については、修了年月の属する学期の前の学期までに開講されている必修科目の単位修得をもって足りるものとする。

(学位の授与)

第29条 本学学位規程の定めるところに従い、博士前期課程を修了した者には、次の学位を授与する。

博士前期課程 工学研究科 修士(工学)
芸術学研究科 修士(芸術学)

- 2 本学学位規程の定めるところに従い、博士後期課程を修了した者には、次の学位を授与する。

博士後期課程 工学研究科 博士(工学)
芸術学研究科 博士(芸術学)

- 3 前項の規定に規定する者のほか、本学学位規程の定めるところに従い、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ本大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、専攻学術に応じ博士（工学）又は博士（芸術学）の学位を授与する。

第8章 入学・退学・休学・転学及び復学

（入学資格）

第30条 本大学院博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者
 - (11) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
 - (8) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（入学試験）

第31条 入学志願者については、学力及びその他について考査する。

2 入学試験については、別に定める。

（入学時期）

第32条 入学の時期は学年の始め、又は学期の始めとする。

（入学手続）

第32条の2 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学院の定める入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きに必要な事項は、別に定める。

（再入学・休学・復学及び退学）

第33条 本学学位規程第25条第1項（再入学）、第28条（休学及び復学）及び第29条（願いによる退学）の規定を準用する。ただし、「本大学」、「本学」とあるのは「本大学院」に、「大学」とあるのは「大学院」に、それぞれ読み替えるものとする。

第9章 学費及びその他の費用

(学費及びその他の費用)

第34条 入学を許可された者は、別表7-1又は7-2に定める入学金、授業料、実験実習費及び施設設備費を納入しなければならない。

- 2 授業料、実験実習費及び施設設備費は、前学期・後学期の各授業開始後1週間以内に納入するものとする。
- 3 既に納入した学費及びその他の費用は返還しない。

(休学者に対する減免)

第35条 休学期間中の授業料、実験実習費及び施設設備費は、各授業開始後2週間以内に休学届を提出し、許可された場合に、全額を免除するものとする。

- 2 前項により授業料、実験実習費及び施設設備費を免除された者は、休学期間の学期ごとに別表7-3に定める在籍料を納付するものとする。

(未納入者の処置)

第36条 所定の期日までに学費その他の費用を納入しない者は、出席を停止することがある。

- 2 所定の学費納入期日から起算して2ヶ月以内に学費を納入しない者は、除籍することができる。

第10章 外国人留学生及び社会人特別選抜

(外国人留学生特別選抜)

第37条 第30条第1項及び第2項に定める入学資格を有する外国人留学生で、本大学院の博士前期課程又は博士後期課程に入学を志望する者があるときは、外務省、在外国公館又は本邦所在の当該外国公館の証明のある者に対し、第31条第2項の規定にかかわらず、別に選抜の上、入学を許可することがある。

(社会人特別選抜)

第38条 第30条第1項又は第2項に定める入学資格を有する社会人で、本大学院の博士前期課程又は博士後期課程に入学を志望する者があるときは、所属長からの推薦を受けた者に対し、第31条第2項の規定にかかわらず、別に選抜の上、入学を許可することがある。

第11章 聴講生及び大学院研究生

(聴講生)

第39条 本大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学生の授業に支障のない場合には、選考の上、聴講生として、入学を許可することがある。

- 2 登録料及び聴講料については、別表8に示す。

(大学院研究生)

第40条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として、入学を許可することがある。

- 2 登録料及び授業料については、別表9-1及び9-2に示す。

第12章 賞罰

(賞罰)

第41条 大学院生の表彰及び懲戒については、本学学則第53条(表彰)及び第54条(懲戒)を準用する。ただし、「本大学学生」とあるのは「本大学院生」に「本学則」とあるのは「本大学院学則」にそれぞれ読み替えるものとする。

第13章 施設及び厚生・保健

(施設)

第42条 大学院生の施設に関しては、本学学則第4条第4項に準ずる。

(厚生及び保健)

第43条 大学院生の厚生及び保健に関しては、本学学則第55条及び第56条に準ずる。

第14章 事務組織

(事務組織)

第44条 本大学院に、その事務を処理するために、事務組織を置く。

第15章 雑則

(改廃)

第45条 この大学院学則の改廃は、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。
ただし、施設拡充費については、「別表第2学費」の規定のとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成3年10月24日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。
ただし、第26条については、平成4年3月1日から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第27条第3項は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。
ただし、平成13年度以前の工学研究科入学者に係る授業料については、年額520,000円とする。

附 則

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。
平成13年度以前の工学研究科入学者に係る授業料については、年額520,000円とする。

附 則

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。
平成13年度以前の工学研究科入学者に係る授業料については、年額520,000円とする。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、平成16年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成17年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、平成18年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、平成19年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、従前の学則に定めるとおりとする。
ただし、改正後の第14条の2、第14条の3及び第35条については、平成20年度以前の入学者にも適用する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成21年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 22 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 23 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 24 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 26 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 29 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 30 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和元年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 2 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、令和4年度以前の入学者については、改正前の学則に定めるとおりとする。

別表 1-1

博士前期課程授業科目及び単位数

工学研究科工学専攻 博士前期課程

科目区分		授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
教育部	共通科目	国際コミュニケーションリテラシー	1		1
		英語コミュニケーション演習	1		1
		修士キャリアデザイン演習	1		1
		知的財産権特論	2		2
		サイエンスコミュニケータ養成実践講座	4		4
		ビジネスコンピューティング特論	2		2
		工・芸協同研究概論		2	2
研究部	領域科目	計測信号処理特論 A	2		2
		ロボットビジョン特論	2		2
		現代制御特論	2		2
		機構学特論	2		2
		C G 解析特論	2		2
		知能ロボット特論	2		2
		レーザ工学特論	2		2
		量子エレクトロニクス特論 A	2		2
		光電工学特論	2		2
		電子材料学特論 A	2		2
		電磁波工学特論	2		2
		固体物性特論	2		2
		デジタル信号処理特論	2		2
		薄膜工学特論	2		2
		光システム特論	2		2
		光学設計特論	2		2
		光エレクトロニクス特論	2		2
		電子回路特論	2		2
		量子力学特論	2		2
		ヒューマン情報処理特論	2		2
		デジタル映像特論	2		2
		情報システム特論	2		2
		システム開発管理特論	2		2
教育工学特論	2		2		

		感性情報工学特論	2		2
		画像情報処理特論	2		2
		画像デバイス特論 A	2		2
		画像材料特論	2		2
		画像インフォマティクス特論	2		2
		メディア符号化特論	2		2
		コンピューショナル・インテリジェンス特論	2		2
		無機材料化学特論	2		2
		ソフトマテリアル特論	2		2
		先端材料科学	2		2
		配位化学特論	2		2
		電子材料化学	2		2
		無機化学特論	2		2
		有機機能材料	2		2
		高分子材料化学	2		2
		物性工学特論	2		2
		化学論文レビュー特論	2		2
		高分子物性特論	2		2
		応用数学特論	2		2
		色彩工学特論	2		2

工学研究科 工学専攻 総合工学系 機械工学専門分野 博士前期課程

科目区分		授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
教育部	専門科目	機械工学特論 I	2		2
		機械工学特論 II	2		2
		機械工学特別講義 I	1		1
		機械工学特別講義 II		1	1
研究部	研究科目	機械工学特別研究 I A	4		4
		機械工学特別研究 I B	4		4
		機械工学特別研究 II A		4	4
		機械工学特別研究 II B		4	4

工学研究科 工学専攻 総合工学系 電気電子工学専門分野 博士前期課程

科目区分		授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
教育部	専門科目	電気電子工学特論Ⅰ	2		2
		電気電子工学特論Ⅱ	2		2
		電気電子工学特別講義Ⅰ	1		1
		電気電子工学特別講義Ⅱ		1	1
研究部	研究科目	電気電子工学特別研究ⅠA	4		4
		電気電子工学特別研究ⅠB	4		4
		電気電子工学特別研究ⅡA		4	4
		電気電子工学特別研究ⅡB		4	4

工学研究科 工学専攻 総合工学系 情報工学専門分野 博士前期課程

科目区分		授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
教育部	専門科目	情報工学特論Ⅰ	2		2
		情報工学特論Ⅱ	2		2
		情報工学特別講義Ⅰ	1		1
		情報工学特別講義Ⅱ		1	1
研究部	研究科目	情報工学特別研究ⅠA	4		4
		情報工学特別研究ⅠB	4		4
		情報工学特別研究ⅡA		4	4
		情報工学特別研究ⅡB		4	4

工学研究科 工学専攻 総合工学系 化学・材料工学専門分野 博士前期課程

科目区分		授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
教育部	専門科目	化学・材料工学特論Ⅰ	2		2
		化学・材料工学特論Ⅱ	2		2
		化学・材料工学特別講義Ⅰ	1		1
		化学・材料工学特別講義Ⅱ		1	1
研究部	研究科目	化学・材料工学特別研究ⅠA	4		4
		化学・材料工学特別研究ⅠB	4		4
		化学・材料工学特別研究ⅡA		4	4
		化学・材料工学特別研究ⅡB		4	4

科目区分		授業科目	年次及び単位数		
			1年次	2年次	計
教育部	専門科目	建築学特別講義 I	1		1
		建築学特別講義 II		1	1
		インターンシップ A	4		4
		インターンシップ B	4		4
		インターンシップ C	8		8
研究部	領域科目	建築設計計画特論 I	2		2
		建築設計計画特論 II	2		2
		建築設計計画特論 III	2		2
		建築設計計画特論 IV	2		2
		建築意匠特論 I	2		2
		建築意匠特論 II	2		2
		建築意匠特論 III	2		2
		建築意匠特論 IV	2		2
		木構法特論	2		2
		都市計画特論 I	2		2
		都市計画特論 II	2		2
		建築設計演習	2		2
		建築構法特論	2		2
		建築史特論 I	2		2
		建築史特論 II	2		2
		建築振動学特論	2		2
		防災工学特論	2		2
		建築材料学特論	2		2
		R C 構造特論	2		2
		構造解析学特論	2		2
		自然災害科学特論	2		2
		構造実験法特論	2		2
		耐風設計特論	2		2
		熱・湿気学特論	2		2
		風環境計画特論	2		2
		空気調和計画特論	2		2
		室内空気環境特論	2		2
		サステナブル建築特論	2		2

		環境実験法特論	2		2
		流体力学特論	2		2
		大気境界層気象学特論	2		2
		確率・統計特論	2		2
		技術者倫理特論	2		2
	研究科目	建築学・風工学特別研究ⅠA	4		4
		建築学・風工学特別研究ⅠB	4		4
		建築学・風工学特別研究ⅡA		4	4
		建築学・風工学特別研究ⅡB		4	4

備考	<p>教育部の共通科目から4単位以上を修得すること。そのうち、英語コミュニケーション演習、修士キャリアデザイン演習、知的財産権特論から2単位を選択必修とする。研究部の領域科目から4単位以上を修得すること。各専門分野で定める必修科目を修得すること。上記を含め合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。なお、インターンシップA、B、Cの単位は修了要件に含めない。</p>
----	--

別表 1-2

博士後期課程授業科目及び単位数

工学研究科 工学専攻 総合工学系 博士後期課程

科目区分	授業科目	年次及び単位数			
		1年次	2年次	3年次	計
研究部	計測信号処理特論 B		2		2
	ロボットシステム特論		2		2
	量子エレクトロニクス特論 B		2		2
	計算機幾何学応用特論		2		2
	凝縮物性工学特論		2		2
	高精細画像特論		2		2
	レーザーメディア工学特論		2		2
	光電デバイス特論		2		2
	画像メディア情報処理特論		2		2
	視覚情報処理特論		2		2
	画像デバイス特論 B		2		2
	像情報システム特論		2		2
知能情報処理特論		2		2	

		知的画像処理特論	2	2
		教育システム工学特論	2	2
		無機機能材料特論Ⅰ	2	2
		無機機能材料特論Ⅱ	2	2
		無機物理化学特論	2	2
		ソフトマテリアル化学特論Ⅰ	2	2
		ソフトマテリアル化学特論Ⅱ	2	2
		高分子機能化学特論	2	2
	研究科目	総合工学博士特別輪講	4	4
		総合工学博士特別研究	4	4

工学研究科 工学専攻 建築学・風工学系 建築学・風工学専門分野 博士後期課程

科目区分		授業科目	年次及び単位数			
			1年次	2年次	3年次	計
研究部	領域科目	風工学特論		2		2
		建築生産工学特論		2		2
		コンクリート工学特論		2		2
		モニタリング技術特論		2		2
		建築構法設計特論		2		2
		建築史学特論		2		2
		建築意匠学特論		2		2
		都市気候学特論		2		2
		建築環境性能評価特論		2		2
		建築デザイン学特論		2		2
	研究科目	建築学特別輪講Ⅰ		2		2
		建築学特別輪講Ⅱ		2		2
		風工学特別輪講Ⅰ		2		2
		風工学特別輪講Ⅱ		2		2
		建築学・風工学特別研究Ⅲ		4		4

備考	必修科目を含めて10単位以上修得すること。 博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
----	--

別表 2-1 削除

別表 2-2 削除

別表 3-1 削除

別表 3-2 削除

別表 4-1 削除

別表 4-2 削除

別表 5-1

メディアアート専攻

博士前期課程授業科目及び単位数

専 門 分 野	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数		
		1年次	2年次	計
基 礎 分 野	芸 術 学 特 論	4		4
	メ デ ィ ア 総 合 講 義	4		4
領 域 分 野	特 別 研 究 I	3		3
	特 別 研 究 II		3	3
	写 真 表 現 特 論 I	2		2
	写 真 表 現 特 論 II	2		2
	写 真 表 現 特 論 III	2		2
	写 真 表 現 特 論 演 習 I	2		2
	写 真 表 現 特 論 演 習 II	2		2
	写 真 表 現 特 論 演 習 III	2		2
	映 像 表 現 特 論 I	2		2
	映 像 表 現 特 論 II	2		2
	映 像 表 現 特 論 III	2		2
	映 像 表 現 特 論 IV	2		2
	映 像 表 現 特 論 演 習 I	2		2
	映 像 表 現 特 論 演 習 II	2		2
	映 像 表 現 特 論 演 習 III	2		2
	映 像 表 現 特 論 演 習 IV	2		2

専 門 分 野	授 業 科 目	年次及び単位数		
		1年次	2年次	計
領 域 分 野	イラストレーション特論	2		2
	コミュニケーションアート特論	2		2
	グラフィックデザイン特論	2		2
	空間デザイン特論	2		2
	視覚効果映像デザイン特論	2		2
	インタラクティブデザイン特論	2		2
	イラストレーション特論演習	2		2
	コミュニケーションアート特論演習	2		2
	グラフィックデザイン特論演習	2		2
	空間デザイン特論演習	2		2
	視覚効果映像デザイン特論演習	2		2
	インタラクティブデザイン特論演習	2		2
	インタラクティブメディア特論Ⅰ	2		2
	インタラクティブメディア特論Ⅱ	2		2
	インタラクティブメディア特論Ⅲ	2		2
	インタラクティブメディア特論Ⅳ	2		2
	デジタルシステム特論	2		2
	インタラクティブメディア特論演習Ⅰ	2		2
	インタラクティブメディア特論演習Ⅱ	2		2
	インタラクティブメディア特論演習Ⅲ	2		2
	インタラクティブメディア特論演習Ⅳ	2		2

専 門 分 野	授 業 科 目	年次及び単位数		
		1年次	2年次	計
領 域 分 野	アニメーション表現特論Ⅰ	2		2
	アニメーション表現特論Ⅱ	2		2
	アニメーション研究特論Ⅰ	2		2
	アニメーション研究特論Ⅱ	2		2
	アニメーション表現特論演習Ⅰ	2		2
	アニメーション表現特論演習Ⅱ	2		2
	アニメーション研究特論演習Ⅰ	2		2
	アニメーション研究特論演習Ⅱ	2		2
	マンガ学特論Ⅰ	2		2
	マンガ学特論Ⅱ	2		2
	マンガ学特論Ⅲ	2		2
	マンガ学特論演習Ⅰ	2		2
	マンガ学特論演習Ⅱ	2		2
	マンガ学特論演習Ⅲ	2		2
	ゲーム学特論	2		2
	ゲーム映像特論	2		2
	ゲームシステム特論	2		2
	ゲーム学特論演習	2		2
	ゲーム映像特論演習	2		2
	ゲームシステム特論演習	2		2
	芸術史特論	2		2
	美学特論	2		2
	芸術史特論演習Ⅰ	2		2
	芸術史特論演習Ⅱ	2		2
	芸術学特論演習Ⅰ	2		2
	芸術学特論演習Ⅱ	2		2
	芸術学特論演習Ⅲ	2		2

専 門 分 野	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数		
		1年次	2年次	計
関 連 分 野	現 代 美 術 特 論	2		2
	近 世 日 本 美 術 史 特 論	2		2
	西 洋 美 術 史 特 論	2		2
	文 芸 学 特 論	2		2
	演 劇 学 特 論	2		2
	音 楽 学 特 論	2		2
	知 的 財 産 権 特 論	2		2
	グ ローバル化社会と日本語	2		2
	英 語 文 献 購 読 A	1		1
	英 語 文 献 購 読 B	1		1
	研 究 技 法 特 論	2		2
備 考	修了に必要な授業科目及び単位数は、大学院芸術学研究科学修に関する規程に定めるものとする。			

別表 5-2

メディアアート専攻

博士後期課程授業科目及び単位数

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数			
	1 年次	2 年次	3 年次	計
芸 術 学 特 殊 研 究	2			2
写 真 表 現 研 究	2			2
映 画 制 作 研 究	2			2
映 画 学 研 究	2			2
階 層 的 映 像 芸 術 シ ス テ ム 論	2			2
メ デ ィ ア 文 化 研 究	2			2
空 間 デ ザ イ ン 研 究	2			2
イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン 研 究	2			2
ビ ジ ュ アル コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ 論	2			2
グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イ ン 研 究	2			2
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ア ー ト 研 究	2			2
デ ジ タ ル メ デ ィ ア 論	2			2
ア ニ メ ー シ ョ ン 制 作 研 究	2			2
ア ニ メ ー シ ョ ン 表 現 研 究	2			2
ゲ ー ム 表 現 研 究	2			2
ゲ ー ム 制 作 研 究	2			2
博 士 特 別 研 究 I	1			1
博 士 特 別 研 究 II		1		1
博 士 特 別 研 究 III			2	2
備 考	修了に必要な授業科目及び単位数は、大学院芸術学研究科学修に関する規程に定めるものとする。			

別表 6 削除

別表 7-1

工学研究科

入学検定料 30,000 円

学費等納付金

種 目 \ 納 期	前 学 期	後 学 期
入 学 金	200,000 円	
授 業 料	365,000 円	365,000 円
施 設 設 備 費	125,000 円	125,000 円
計	690,000 円	490,000 円

別表 7-2

芸術学研究科

入学検定料 30,000 円

学費等納付金

種 目 \ 納 期	前 学 期	後 学 期
入 学 金	300,000 円	
授 業 料	510,000 円	510,000 円
実 験 実 習 費	80,000 円	80,000 円
施 設 設 備 費	150,000 円	150,000 円
計	1,040,000 円	740,000 円

別表 7-3 休学者の在籍料

	前学期	後学期
在籍料	100,000 円	100,000 円

別表 8 聴講生納付金

種 目	金 額
登 録 料	100,000 円
聴講料 (1 単位)	10,000 円

別表 9-1

工学研究科

大学院研究生納付金

種 目	金 額
登 録 料	100, 000 円
授 業 料 (年 額)	150, 000 円

別表 9-2

芸術学研究科

大学院研究生納付金

種 目	金 額
登 録 料	100, 000 円
授 業 料 (年 額)	700, 000 円